

# SMBC News Letter

*“Climate Change & Carbon Finance”*

---

三井住友銀行ニュースレター  
「気候変動と排出権取引」

**Vol.25**

---

March 2010



**SMBC** SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION

[www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html)

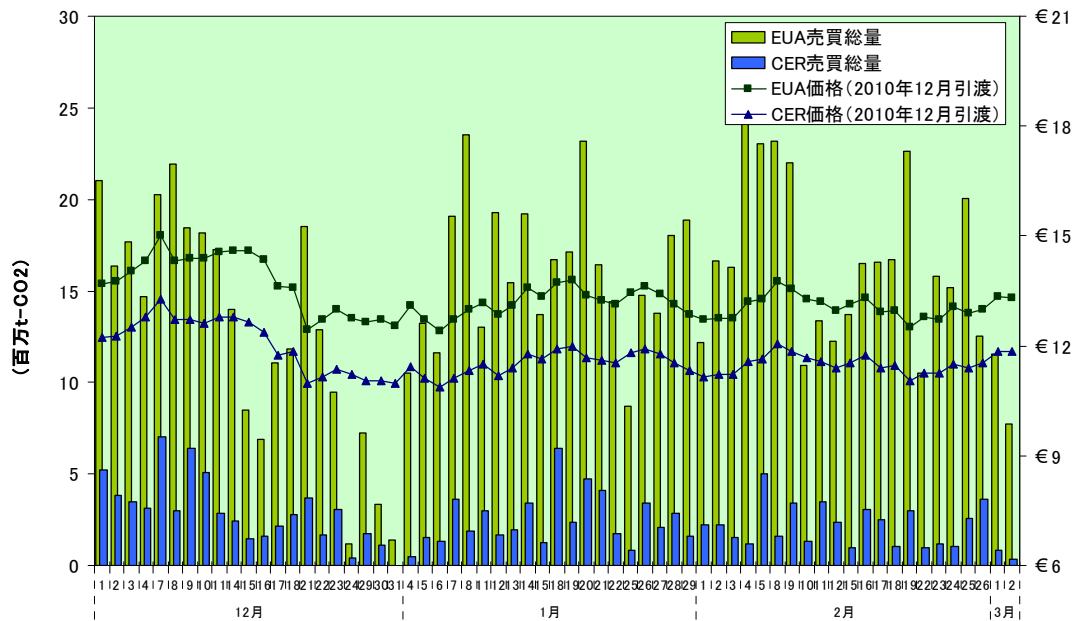
## 三井住友銀行ニュースレター 「気候変動と排出権取引」

SMBC News Letter “Climate Change & Carbon Finance”

# Contents

1. 排出権価格情報 p3
2. News & Topic p4
3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～ p5  
ISO14001 認証取得から教団全体の活動の“炭素ゼロ”へ
4. 寄稿② ～JRI’ s EYE～ p6  
再生可能エネルギーの普及のための費用負担は毎月 300 円？  
< Information > p7

## 1. 排出権価格情報



\*EUA 価格(2010年12月引渡)とは、2010年中にEUAが各企業へ配  
分され、年末に現物の企業間移動が為されるEUAの価格である。

出典：ECX公表データからJRI作成

\*CER 価格(2010年12月引渡)とは、2010年末に現物の企業間移動が  
為されるCERの価格である。

2010年2月のEUA価格は、欧州排出権取引制度の対象企業は、2月末に割当量と同量の排出権を償還することになっていることが価格を下支えし、一時、13.75ユーロまで上昇したものの、天然ガス価格が下落基調を強めたことや、それまでの価格上昇を受けて利益確定を目的とする売り意欲が強まったこと、さらに市場全体の余剰感が強まったことが要因となり、2月19日には、12.52ユーロまで下落した。その後、欧州各国で2010年分の割当実施が進んだことに加え、世界粗鋼生産量の増加など景気回復を予想させる経済指標が発表されたことが、排出権に対する買い意欲を促し、3月2日時点で13ユーロを上回る価格で取引されている。

CER価格は、EUA価格とほぼ同じ値動きになり、2月8日に12.05ユーロとなったものの、その後は11ユーロを割り込んだ。市場には、ギリシャの財政不安が解消されないなか、欧州経済全体が悪化すると懸念が広がり、EUA・CERともに当面は現在の価格水準での値動きになると見込まれている。

注：排出権価格は、EU-ETSのみで利用できるEUAとEU-ETSおよび日本を含む京都議定書の目標達成に利用できるCERがあります。日本で売買されている排出権の大半がCERです。データを利用している排出権取引市場のECXにおいて、2008/3/14よりCERの取り扱いを開始した事から、2008年4月号よりCER価格とそのCER価格に影響を与えるEUA価格をご紹介します。

## 2. News & Topic

### ① COP16に向けた各国協議、道半ば(2010/3/03)

1月に行われた中国、インド、ブラジル、南アフリカの新興4カ国の環境相会議に引き続き、2013年以降の地球温暖化対策の国際枠組み（ポスト京都議定書）づくりを巡り、日本、ブラジル両政府主催のもと欧米各国、中国、インドなど28カ国と欧州連合（EU）が都内で開いた非公式会合が3月2日に閉幕した。

年末に開催される第16回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP16）に向けて、交渉を加速させる重要性は共有したものの、年内にポスト京都の法的枠組みに合意することは難しい情勢。議長総括では、「COP16の有意義な結果を支持する」との表現にとどまった。

合意を求める先進国に対し、中国は、COP16で先進国に対し、環境対策を整備するための資金の提供や技術の移転を強く求めていく方針を明らかにするなど、対立を深めている。

### ② 地球温暖化対策基本法案を閣議決定（2010/3/12）

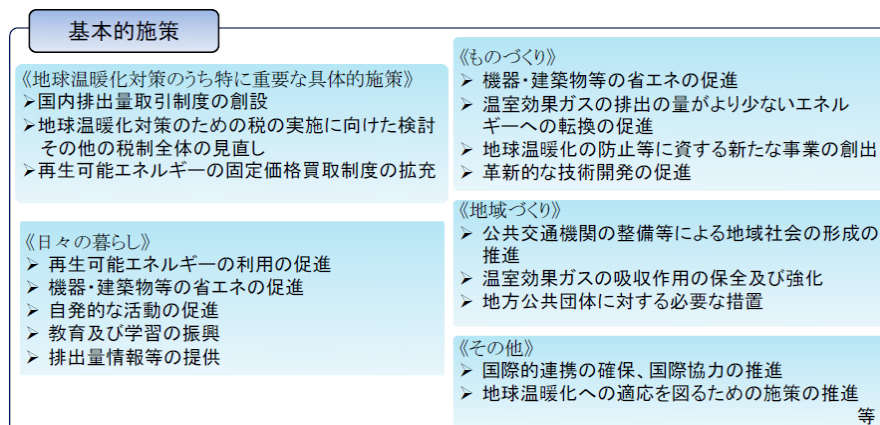
政府は3月12日に、2020年までに1990年比25%温室効果ガスを削減する中期目標を明記した「地球温暖化対策基本法案」を閣議決定した。

小沢鋭仁環境相は同日の閣議後会見で、法案がまとまったことについて「25%減目標実現に向けて大きな一歩を踏み出すことができた」と述べた。

一方、法案に「原子力発電の推進」が盛り込まれたことに対し、脱原子力を訴える社民党党首の福島瑞穂消費者・少子化担当相は会見で、「納得し切れていないところもある。社民党としては新たな原発建設には反対で、その点はまったく変わっていない」と述べた。

経済界からは、2020年の温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減するという“国際公約”を優先して行われた政府内の議論は実質的に非公開で進んでおり、こうした政府の動きに日本経団連の御手洗富士夫会長が同日、不満を表明するなど、前のめりで導いた結論への反発は強い。

基本的施策は以下の通り、今後、法律に盛り込まれた各制度の詳細が明らかになるにつれて、本法案の真価が問われることになる。



【出典】環境省資料

### 3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～

#### ISO14001 認証取得から教団全体の活動の“炭素ゼロ”へ

宗教法人「生長の家」 出版・広報部長 山岡 睦治

生長の家では、ISO14001 の認証取得を国内から海外の拠点に拡大しながら、さらに教団の活動に伴って排出する CO2（二酸化炭素）を実質的にゼロにする“炭素ゼロ”運動に取り組んでいます。

#### ◆ISO14001 認証取得

2001 年に宗教団体として世界初といわれる ISO14001 の認証を、東京・原宿の国際本部事務所と長崎県西海市にある総本山で取得しました。その後、順次取り組みを広げ、2007 年には、国内の布教拠点である 59 法人事業所（生長の家教化部）をはじめ、関係団体を含め全 66 事業所の認証取得が完了し、今日まで維持をしています。

2009 年には、生長の家ブラジル伝道本部（サンパウロ市）で、海外では初めて同認証を取得し、2011 年度までには、米国と中華民国の伝道本部で、同認証を取得することを目指しています。

#### ◆排出権による“炭素ゼロ”の実現

2007 年度から取り組んでいる“炭素ゼロ”運動は、当教団の活動で生じる CO2 の排出量を極力抑制する一方、排出した CO2 については相当する量を自然エネルギーの導入、植樹・植林、グリーン電力の購入、及び排出権の取得などで相殺するものです。

排出権については、小口販売されるようになった 2008 年 1 月、当法人としては初めて 5,000 トンの排出権を購入し、生長の家の国内三つの主要事業所が排出した 2007 年度分の CO2 排出量<sup>注1)</sup> 4,330 トンを相殺しました。次いで、2009 年には、2008 年度から 2011 年度分までの相殺必要量として合計 9,000 トンの排出権を三井住友銀行から購入し、2008 年度分として、2,256 トンを相殺しました。

注 1) CO2 排出量の把握範囲は、電力・ガス・石油燃料・ガソリン・水道、会館建設時エネルギーの他、職員の出張や主要行事への参加者の移動によるものです。

#### ◆なぜ環境問題に取り組むのか？

生長の家は、1930 年（昭和 5 年）の立教以来、“天地の万物に感謝せよ”との教えにもとづき、人間だけでなく、すべての動物、植物、鉱物を神の生命、仏の生命と拝む生き方を広めてまいりましたので、この教えにもとづく生活実践こそが環境問題を解決する道であると考えるに取り組んでいるものです。今後も地球温暖化抑制のために、“炭素ゼロ”運動を進めて社会貢献をしてまいりたいと考えています。



※写真は、生長の家総本山に設置している太陽光発電装置（電池容量：160 kW）です。国内の事業所及び組織の会員（自宅等）に設置している同電池容量の総計は 4324.31kW になります。

（2010 年 1 月 15 日現在）

#### 4. 寄稿② ～JRI's EYE～

##### 再生可能エネルギーの普及のための費用負担は毎月 300 円？

日本総合研究所 主任研究員 三木 優

先月の寄稿にて、家庭用の太陽光発電には電力会社が余剰電力を10年間は48円/kWhで買取の制度(<http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/>)が適用されていることをご紹介した。この制度は太陽光発電を設置している方にとっては、設備費用を回収する期間が大幅に短縮され非常にうれしい制度である。一方、この買取費用の一部は電気を使っている家庭・企業が広く・薄く負担することになっている。本制度では、最終的に標準的な家庭で月に45～90円の負担になると試算している。

	導入当初	5～10年目
買取総額(円/年)	約800億～900億	約1,800億～3,000億
kWh当たり負担額(円/kWh)	約0.1	約0.15～0.30
標準家庭負担額(円/月)	約30	約45～90
標準家庭消費電力量(kWh/月)	約300	約300
産業界全体の負担額(円/月)	約30億	約45億～90億
うち、大口需要産業負担額(円/月)	約23.5億	約35.0～70.0億
一例) 機械	約6.0億	約9.0～18.0億
一例) 鉄鋼	約3.0億	約4.5～9.0億
一例) 化学	約2.5億	約3.8～7.5億
産業界全体の消費電力量(kWh/月)	約300億	約300億
うち、大口需要産業消費電力量(kWh/月)	約235億	約235億
一例) 機械	約60億	約60億
一例) 鉄鋼	約30億	約30億
一例) 化学	約25億	約25億

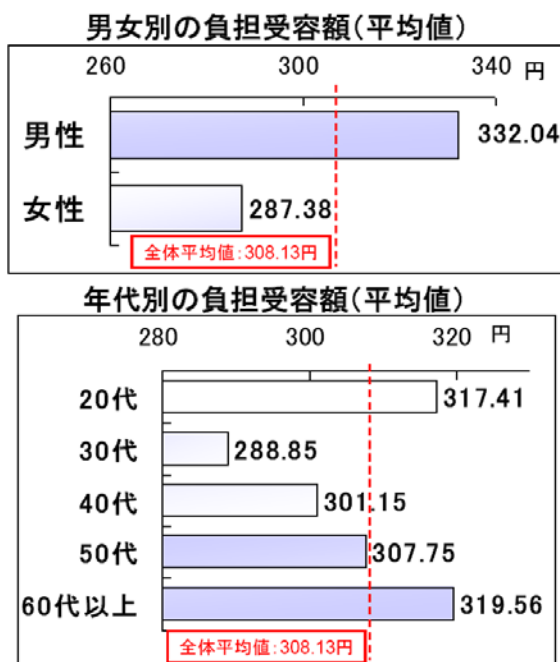
(※)標準家庭、大口需要産業共に、現在の消費実績を前提として試算  
(※)電気事業連合会2008年度分電力需要実績(確報)H21.4.30より

現在、太陽光発電に加えて風力発電など他の再生可能エネルギーの電気を高く買取の制度の検討が行われている。買取金額が高くなるほど、再生可能エネルギーの普及が進む反面、その買取費用は現在の制度と同じように家庭・企業が負担する可能性があるため、普及促進

効果と負担のバランスが重要となってくる。経済産業省が全国の20歳以上の男女5万人を対象に実施したアンケートでは、全体の平均で月に308.13円であれば負担しても良いとしていた。ただし、男女や年代によって負担額に差があり、家計を預かる女性や経済的に余裕の少ない30代では受容額が低くなっている。

仮に300円/月が目安になるとすると電気代は1円/kWhほど高くなる。この負担が大きいか小さいかは、それぞれの家庭・企業により異なるが、家計防衛・コスト削減の観点からは、これまで以上に省エネルギーの重要性が高まっていくと考えられる。

※:各図表は経済産業省資料より引用





## < Information >

### 三井住友銀行のカーボンビジネスは今後も世界とともに動き続けます

2009 年度も今月で終わり、来月から 2010 年度が始まります。京都議定書の第一約束期間の 3 年目に突入するわけです（4 月始まりでない諸外国は既に 3 年目をスタートしていますが）。ご存知の通り、ポスト京都に向けて国際的な議論は続いているものの、その進展は芳しくはありません。わが国においても、排出量取引制度や地球温暖化対策税などの地球温暖化に関する政策の行方は定かではありません。このような背景のもと、2010 年度も「政策動向に注視しつつ、足許の対策に注力する」という読者の皆さまも多いのではないのでしょうか。

一方で、2010 年度から開始・強化される制度も存在します。省エネ法と東京都の排出量取引制度がその代表です。お客様との面談においても、これら制度へのお取り組み状況や今後の対応方針などの話題になることが多く、関心の高さを感じております。

#### 東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」の概要

対象事業所	燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で 1500[k1/年]以上の事業所
削減計画期間	第一計画期間：2010～2014 年度（削減義務の開始は 2010 年 4 月） 第二計画期間：2015～2019 年度
基準排出量	2002～2007 年度までの間のいずれか連続する 3 か年度の平均排出量から設定
削減義務率	基準排出量からの削減率は次の通り <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフィスビル等と地域冷暖房施設：8%</li> <li>・ オフィスビル等のうち、地域冷暖房を多く利用している事業所：6%</li> <li>・ 上記以外の事業所：6%</li> </ul>
排出量取引	下記の他社の削減量を義務履行に利用できる <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超過削減量：他の対象事業所が義務量を超えて削減した量</li> <li>・ 中小クレジット：都内の中小規模事業所が省エネの実施により削減した量</li> <li>・ 都外クレジット：都外の事業所における削減量（一定の制限付き）</li> <li>・ 再エネクレジット：再生可能エネルギーの環境価値 （グリーン電力証書、生グリーン電力、都の太陽エネルギーバンクなど）</li> </ul>

（出所：東京都ウェブページ）

読者の皆さまにおかれましては、既に周到にご準備されていると思いますが、この機会にもう一度確認してみたいはいかがでしょうか。

弊行も次年度に向けてこれら制度への対応を進めているところです。京都議定書の第一約束期間の折り返しを迎える 2010 年度も、皆さまとともに、出来ること・すべきことを着実に実施し、少しでも地球温暖化防止に貢献して参ります。（了）

[www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html)

このニュースレターは具体的な商品を説明するものではないため詳細を記載しておりませんが、元本保証の無いリスク性商品の購入や、ご売却、保有にあたっては、手数料等をいただきます。

リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むなどのリスクがあります。

リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。詳しくは、店頭の商品の説明書等を必ずご覧ください。